



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2025年4月30日（水）

愛知県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 横溝、竹本
内線 5031、5035
ダイヤルイン 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2025年4月号（No. 442）＞

美容医療のトラブルに御注意！

～契約は高額に、期待どおりにならないことも～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、20代から30代の若者を中心に幅広い世代から美容医療サービスに関する相談が寄せられています。

相談の内容は、「手術代が安くなると言われ、整形手術の契約をしたが、怖くなってキャンセルを申し出たら、高額なキャンセル料を請求された。」「広告よりも高額な施術を勧められて受けたが、結果が良くないので、返金を求めたい。」などといったものです。

美容医療サービスの契約は高額なものも多く、少なからず身体的なリスクも伴います。新生活をきっかけに、施術を検討されている方は、慎重に判断しましょう。

相談事例

- モニターになれば手術代が割引になると案内されて、顎の骨を整形する契約をし、内金として100万円支払った。後で調べたら、リスクもあると知り怖くなったので、キャンセルを申し出たところ、高額な解約料を請求された。
- ニキビ跡の治療を申し込んだら、料金は広告よりも高い60万円だった。高額なので検討したいと言うと、モデル写真に協力すれば値引きすると言われ、ローンも組んでしぶしぶ契約して施術を受けた。効果が得られなかったので返金を求めたい。

アドバイス

- 以下の項目について医師から説明を受け「十分に」理解したうえで、施術を受けるか決めましょう。
 - ☑ 使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できますか？
 - ☑ 効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得しましたか？
 - ☑ ほかの施術方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましたか？
 - ☑ その施術は「今すぐ」必要ですか？ 最後にもう一度、確認しましょう。
- キャンペーン、モニターなどの名目で、今ならお得に施術ができると契約を急かされても、その場で契約せず、納得できるまで慎重に検討しましょう。
- 契約に関する不安や疑問、トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン ☎188」に相談してください。
- 医療に関するご相談は、愛知県医療安全支援センター（電話052-954-6311）まで。（医療機関の所在地により、担当地域の相談窓口をご案内することもあります。）

◇ 消費者ホットライン ☎ 188（いやや！）

※ 身近な消費生活相談窓口につながります。